

秋田分屯基地航空祭売店募集要項

1 概要

秋田県秋田市雄和椿川字山籠 2 3 - 2 6 に所在する航空自衛隊秋田分屯基地において、令和 8 年 9 月 1 2 日（土）に行われる「秋田分屯基地航空祭」に売店を出店し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

2 応募資格

以下のすべての項目を満たしていること。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品販売」又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (7) 募集要項に記載された内容及び官側から示した注意、指示等を確実に遵守でき、かつ、それを確約できる者であること。
- (8) 飲食を提供する業者については、秋田県内における飲食店営業の許可を受けた者であること。キッチンカーによる出店の場合は、「自動車による営業」の許可を受けている者であること。

3 設置施設の所在地及び名称

秋田県秋田市雄和椿川字山籠 2 3 - 2 6 航空自衛隊秋田分屯基地内

4 事前説明

売店の設置及び運営に関する説明は、希望業者のみ行うので担当者へ問合せられたい。

- (1) 期間：令和8年7月3日（金）～令和8年7月7日（火）
- (2) 場所：秋田分屯基地隊庁舎1階幹部公室

5 担当者（書類提出先及び問合せ先）

- (1) 書類提出先
〒010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠23-26
秋田分屯基地航空祭 売店担当 川村、本間
- (2) 問合せ先
電話：018-886-3320（内線243）
受付時間：平日9時から17時

6 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可に準ずる。
- (2) 業務期間
令和8年9月12日（土）
営業時間は別示する。ただし、荒天の場合は中止となる。
- (3) 募集区分及び募集数
ア 物品販売…3社
土産物、玩具、自衛隊グッズ等の物品販売
イ 飲食販売…7社（テント又はキッチンカー）
来場者に提供する飲料（アルコール類を除く）及び食品の販売で、仮設店舗における飲食店営業の取扱い要綱（秋田県）（生衛-217生活環境部長：制定 令和3年6月1日）第3条第1項第1号及び第2号に規定された範囲とする。

7 応募手続き等

- (1) 申請書等の提出
次の資料を第5項に示す担当者まで提出すること。郵送等の場合は期日まで必着とし、提出された書類は返却しない。また、行事の円滑な実施のために必要な場合、自治体、警察、消防及びその他の機関等に内容（個人情報を含む。）を通知することがある。
ア 提出書類
(ア) 参加資格関係
a 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

全省庁統一資格を有しない場合は、同等の資格を有することを証明するために次の書類を提出すること。

- (a) 登記簿謄本（発効後 3 ヶ月以内のもの）
個人である業者にあつては、戸籍謄本
- (b) 財務諸表
法人：直近の（申請日直前 1 年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、収支計算書、決算報告書等の全部
個人：直前の（申請日直前 1 年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書の写し（白色申告は不可とする。）
- (c) 直前の法人税又は所得税に関する納税証明書（発効後 3 ヶ月以内のもの）
- b 現状の業務が許可証を要する業種（飲食提供、古物取扱等）である場合は、許可権者の発行した営業許可書の写し。
- (i) 出店内容申告関係
 - a 売店出店申請書（別紙様式第 1）
 - b 業務確約書（別紙様式第 2）
 - c 取扱品目表（別紙様式第 3）
 - d 誓約書及び役員名簿（別紙様式第 4）

イ 提出期限

令和 8 年 7 月 13 日（月） 17 時必着

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当した場合は、理由を問わず失格とする。

- ア 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合（書類を提出したが、内容が不備であった場合を含む。）
- イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

8 選定の方法

書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものとする場合がある。

9 業者決定日

令和 8 年 7 月 27 日（月）

10 業者決定後の提出書類

出店者として決定された者は、次の書類を提出すること。郵送等の場合は期日までに必着とする。

(1) 提出書類

ア 出店に係る書類

- (ア) 使用火気器具一覧（別紙様式第5）※火気を使用する場合のみ。
- (イ) 腸内菌検索（赤痢、サルモネラ、O-157、腸チフス、パラチフス菌）結果の正本※食品を販売する場合のみ。
- (ウ) その他必要な書類として分屯基地側が示すもの。

イ 入門に係る書類

- (ア) 入門許可申請書（別紙様式第6）
- (イ) 入門者名簿及び証明書類（別紙様式第7）
顔写真付きの公的機関が発行した身分証明書の写し（運転免許証等）を添付すること。なお、マイナンバーカードを添付する場合は、マイナンバー部分が見えないよう処置してコピーすること。
- (ウ) 売店従事者一覧表（別紙様式第8）
- (エ) 基地乗入車両届（別紙様式第9）

(2) 提出先

申請書等に提出に同じ。

(3) 提出期限

令和8年8月14日（金）17時（必着）

11 管理責任

- (1) 出店業者は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒の予防及び排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意すること。
- (2) 出店業者は、本イベントの趣旨をよく理解し、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係法令の運用について、一切の責任を負うこと。
- (3) 暴力団、暴力団員及びそれらの関係者を運営に参加させないこと。
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に現に属する者を売店の運営に参加させないこと。
- (5) 各店の従業員数は10名以内とすること。
- (6) その他、従業員の態度、言葉遣い等についても気をつけるよう管理、指導すること。また、刺青、タトゥー等をしている者を参加させないこと。

12 飲食取扱業者確認事項

食品営業許可取得時の条件を厳守し、食中毒の予防に万全を期すこと。

テント内若しくはキッチンカー内の来場者から確認できる場所に営業許可証を掲示すること。

13 売店運用上の条件（業務仕様）

次に記載されて事項を遵守すること。違反した場合及び故意又は重大な過失により、分屯基地側又は来場者に被害が発生、若しくは発生する恐れがある場合は直ちに業務を取消すとともに、次回以降、秋田分屯基地で実施する公募に参加できない場合がある。

- (1) 業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 出店に伴う費用は出店者側の負担とする。また、行事が中止となった場合の損害は補償しない。売店の運用に伴い分屯基地の施設等に損害を与えた場合は賠償の責を負うこと。
- (3) 当日の車両（自動二輪、自転車を含む。）の乗入れは2台以内とし、事前の申請を要する。
- (4) 基地内における車両の走行速度は時速30キロを上限とする。
- (5) 営業で使用する電気は分屯基地側から供給しない。必要な場合は発電機を店舗ごとに用意すること。なお、発電機を使用する場合には事前の申請が必要となる。
- (6) 水道は分屯基地側から供給しない。
- (7) テントのサイズは、3間×2間（5.4m×3.6m）とし、テント後方に在庫品等を置くことができるものとする。
また、キッチンカーについては、5.4m×5.0m内に車体全体が納まる車体のみ許可する。
- (8) 物品販売において、弾薬、爆薬等の模造品、ナイフ（ナイフ付きコンビネーションツールを含む。）等の刃物、概ね1/1スケールのモデルガン等、蓄光、発行体として放射性同位元素を用いた製品全般については取扱いを禁止する。その他の品目についても行事に相応しくないと思われる物品については取扱いを禁止することがある。
- (9) 各テントにゴミ箱を設置し、出店に際して発生したゴミは持ち帰ること。
- (10) 酒類の販売は認めない。酒類以外の飲料水等の販売は可能だが、テント内又はその付近にリサイクルボックス等を設置し、空き容器を回収すること。
- (11) 食品においては、原則、現地にて衛生的に加熱調理されたものを取り扱うものとする。
- (12) 食品の取扱いは、腸内菌検索で異常のなかった者に限る。また、金銭を取扱う者は、直接食品に触れないようにすること。
- (13) 仮設トイレ等のために設置された水の使用は一切禁止する。また、汁、スープ等を側溝等に流さないこと。
- (14) 調理品を提供する場合は、床面にシートを敷いて、食品カスや油等が直接地面に落ちないようにすること。
- (15) 出店業者は、指定された場所で売店の運営を行うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。また、売店従事者の喫煙については指定場所とするものとし、テント内での喫煙や歩行中、車両操縦中の喫煙は不可

とする。

- (16) 火気の使用については、分屯基地の定める防火管理規則に従うこと。使用器材は許可を受けた物のみとし、事前に申請を要する。また、消火器（住宅用消火器、スプレー式は不可）についても必要数を設置すること。
- (17) 当日、防火点検を実施（基地消防等）するので、必ず責任者が立ち会うこと。なお、時間は別に示す。
- (18) 出店業者は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、誠意をもって即時に対応すること。
- (19) 出店業者は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、その指示（全商品の販売停止を含む。）に従うこと。
- (20) 出店業者は、行事終了時刻になったら販売を止め、速やかに撤収作業を開始すること。
- (21) 器材等の撤収については、担当職員の指示に従うこと。なお、出店場所周辺の清掃を確実に実施すること。
- (22) 出店業者は、売上げについて令和8年9月30日（水）17時（必着）までに「秋田分屯基地航空祭売上報告書」（別紙様式第10）を提出すること。
- (23) 本要項に定めのない事項及び細部については、必要の都度示す。

14 個人情報

提出された書類等については、本募集に伴う業者選定及び売店運営に関してのみ使用し、それ以外の目的に使用することは一切ない。

売店出店申請書

令和 年 月 日

秋田分屯基地司令 殿
(売店担当者気付)

応募者 本社(店)所在地
〒
住所：
電話：
商号又は名称 印
代表者氏名

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電話：
F A X：

私は、秋田分屯基地航空祭への出店を希望するので、関連書類を添えて申請します。なお、この申請書、添付書類及び売店出店のために提出するする全ての書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

応募する区分	希望する 1 カ所に○を記入する。
物品販売	
飲食販売 (テント)	
飲食販売 (キッチンカー)	

- 注：1 1 応募者ごとにつき、1 枚提出するものとする。
2 商号、名称、代表者、担当者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

秋田分屯基地司令 殿
(売店担当者気付)

応募者 本社(店)所在地
〒
住所：
電話：
商号又は名称 印
代表者氏名

私は、秋田分屯基地航空祭の売店応募に際し、募集要項等で示された分屯基地側からの指示を厳守し、適正に履行できることを確約します。

なお、私及び売店従事者が分屯基地側からの指示に従わなかった場合は、いかなる制限を受けることとなっても、異議は一切申し立てません。

次の枠の中に誓約内容を応募者本人が自筆すること。

--

署名欄

--

注：商号、名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

取 扱 品 目 表

令和 年 月 日

秋田分屯基地司令 殿
(売店担当者気付)

本社（店）所在地
〒
住所：
電話：
商号又は名称
代表者氏名

印

NO.	商品名	規格等	販売価格（円）	仕入先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

- 注：1 商号、名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。
2 欄が不足する場合は、本用紙をコピーして使用すること。

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを確約します。また、当方が下記1に該当しないことを確約するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この制約が虚偽であり、又は誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当なもの

- (1) 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等。その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的、又は、第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、

また、これらの用に供されることを知りながら、賃貸物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するにあたって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに内容を記載した書面により、許可者に通報すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

秋田分屯基地司令 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

〒

住所：

電話：

商号又は名称

代表者氏名

印

添付書類：役員名簿

[illegible]

使用火気器具一覧

令和 年 月 日

秋田分屯基地司令 殿
(売店担当者気付)

本社(店)所在地

〒

住所：

電話：

商号又は名称

印

代表者氏名

1 使用火気器具等

器 具 名	規格等	数 量	使用する燃料

2 燃料等

種 類	数 量

3 使用する消火器の数(住宅用消火器、スプレー式は不可)

本

注：1 火気器具とは、気体、液体、個体、各種燃料を使用する器具で炎、火花を発生させるもの。若しくは、電気を熱源とする電熱器（トースター等を除く。）及び発熱部で可燃物に触れた場合に瞬時に着火する裸火をいう。

2 商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

入門許可申請書

令和 年 月 日

秋田分屯基地司令 殿
(売店担当者気付)

本社(店)所在地

〒

住所：

電話：

商号又は名称

印

代表者氏名

下記理由により、入門を許可されたく入門者名簿及び誓約書を添えて申請いたします。

記

1 理由

秋田分屯基地航空祭における売店運営のため

2 入門期間

令和 8 年 9 月 1 2 日(土)

3 入出門時間

時 分以降入門

時 分まで出門

私は、上記の申請に関して一切の責任を負うこと保証いたします。

保証人 住 所
氏 名

印

注：商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

なお、保証人欄は私印とする。ただし、保証人が代表者の場合は登録印を可とする。

入門者名簿

業者名：_____

氏 名 ふりがな	性別	生年月日	現 住 所	備考
責任者（保証人）				

- 注：1 顔写真付の公的機関が発行した身分証明書（運転免許証等）の写しを添付すること。
- 2 行事当日だけのアルバイト等がいる場合は、備考欄に記入すること。
- 3 入門させる業務従事者は10名以内とすること。

身分証明書を「別紙様式第7 入門者名簿」に記載した順にコピーすること。

1	4
2	5
3	6

注：1 記載内容に変更がある場合は、裏面もコピーすること。

2 マイナンバーカードを添付する場合は、マイナンバー部分が見えないよう処置してコピーすること。

3 欄が足りない場合は、本用紙をコピーして使用すること。

売店従事者一覧表

業者名：

NO.	氏名 ふりがな	生年月日 (年齢)	現住所 (電話番号)	写真
1				サイズ 横 2.5×縦 3.0
2				サイズ 横 2.5×縦 3.0
3				サイズ 横 2.5×縦 3.0
4				サイズ 横 2.5×縦 3.0
5				サイズ 横 2.5×縦 3.0

- 注：1 写真はカラーとする。
2 欄が足りない場合は、本用紙をコピーして使用すること。
3 電話番号等の記入がない者は、入門を認めない。

基地乗入車両届

令和 年 月 日

秋田分屯基地司令 殿
(売店担当者気付)

本社(店)所在地

〒

住所：

電話：

商号又は名称

印

代表者氏名

	車両 1		車両 2	
車種名				
登録 番号				
車両 の色				
運転者	氏名	連絡先	氏名	連絡先

- 注：1 車両は各店舗 2 台までとし、指定された駐車場に駐車すること。
- 2 連絡先は、当日に会場等で直接連絡が取れる電話番号（携帯電話番号）を記載すること。
- 3 本届出以外の車両は入門できないので注意すること。(直前の車両変更は認めない。)
- 4 記入は車検証のとおり記入すること。
- 5 商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

秋田分屯基地航空祭売上報告書

令和 年 月 日

秋田分屯基地司令 殿
(売店担当者気付)

本社(店)所在地
〒
住所：
電話：
商号又は名称
代表者氏名
印

以下のとおり売上金額がありましたので報告します。

商品名	販売価格	販売数	売上金額
合 計			

注：商号又は名称、代表者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。